

【提案項目】

学級編制の柔軟な対応等のため、義務標準法及び高校標準法について、次の措置を講じること。

1 教職員定数及び学級編制の弾力化

義務教育における様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するために、地方が弾力的に教職員定数を決定できるようにするとともに、市町村が自主的、主体的に学級編制を行えるよう、義務標準法を改正すること。

高等学校についても、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるよう高校標準法を改正すること。

2 公立高等学校における技術職員等の定数措置

公立高等学校の水産に関する専門教育を主とする学科では、漁業実習のために実習船を保有しており、技術職員を雇用する必要があるため、標準法において算定されるようにするとともに、福祉科の実習授業を充実させるため、福祉に関する学科を置く全ての公立高等学校に実習助手を配置できるよう措置を講じること。

また、公立高等学校の養護教諭及び実習助手の定数についても、非常勤の講師の数に換算できるよう標準法を改正すること。

【提案理由等】

- 1 義務教育においては、深刻化するいじめや不登校などの様々な教育問題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方が弾力的な定数配置を行えるよう改善を進める必要がある。また、全国一律の学級編制の標準については、地域の実情に応じた工夫により、柔軟な対応ができるよう、義務標準法を改正する必要がある。

高等学校の学級編制についても全国一律に定めるのではなく、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるように高校標準法を改正する必要がある。

- 2 本県では、総トン数646トンの大型実習船を保有し、年間2回連続80日程度の航海を実施するなど、将来の水産産業を担う中堅技術者の養成を行っている。実習船という性格上、任用する技術職員は、単に技術的に優れているだけでなく、生徒指導の面でも卓越した資質を有することが望まれる。実践的技術や知識の指導者として、高い資質を備えた人材を確保するためにも、標準法で定数算定されることが必要である。

また、高等学校の学習指導要領において福祉科が設置されているが、実習助手の配置は実習指導を充実させるため必要なものであり、標準法で定数算定されるべきである。

さらに、現在の標準法では、教諭等の数についてのみ非常勤の講師への換算が可能となっているが、養護教諭及び実習助手についても換算を可能とし、複数配置等を推進できるよう標準法を改正する必要がある。